

第4章 本県農協の営農・生活活動

第1節 営農活動

1) 農協運動のなかの営農指導の地位

戦後の農協は、産組時代の地域組合とは異なり農業という職能組合として発足した。設立当時、農協は「農業生産共同体」としての性格であった。定款も農協法も、その第1条に「農業生産能率の向上」あるいは「農業生産力の増進」を農協の目的としてうたった。このことは今でも変わらない。しかし、目的を貫くための最重点機能としての営農指導事業は、農協の経営体質あるいは時代の変化によっていくたびかの変遷をたどった。

それを要約すれば、戦後、農協は生産共同体としての性格で出発したが、その後、その実態を整える間もなく、経営不振に陥り、収益の伴わない営農指導は軽視されるようになった。農協のこの弱さを突いてでてきたのが、第1次団体再編成（中央会と農業会議が生まれた昭和29年）のときの「農事会法案要綱」であった（27年）。これに対し農協は、「生産指導は、経済事業と総合的に行なうのが農協の本質であって、農協以外に新団体を設立することは農民意思を分断するものであり、反対である」と主張し、27年から29年まで3年余、団体、国会、政府で激しい論議がたたかわされた。

その結果、①農業委員会の技術員設置と技術指導規定は認めない、②農業委員会の系統組織はつくらず全国農業会議所、県農業会議は各段階の団体協議連絡機関とする、③農業協同組合の総合指導（中央会）を設けるということで終結した（1953年、農協年鑑）。この第1次団体再編成で中央会が誕生した（昭和29年）。しかし、翌30年12月2日には、またまた河野農相が「農協は、経済事業に専念し指導事業は行なうべきでない」「金融制度は2段階にし、単協の信用事業を分離するつもりである」とアドバルーンをあげて、第2次団体再編問題を惹起した。

誕生したばかりの中央会は、「農協の本質を踏みにじるものだ」として反撃するばかりでなく、農協自ら営農指導を出直さねばならぬとして、第3回全国農協大会は「農協の営農体制確立」を決議した。単協から信用事業も切るという河野構想に対しても、全国系統農協は猛反撃にてこれをもつぶしてしまった。

このような経過があって、その後、農協は、ひたすら営農指導こそ教育とともに農協運動の基本であるとしてその強化につとめてきた。その間の本県農協が営農指導に示した姿勢は次の連年の県大会決議にみることができる。

第5回県農協大会（31年）で、①単協は営農指導部を設置し、その中心として農事相談所を設けること、②営農指導職員の充実とその資質の向上をはかること、③営農指導事業の財源を確保すること（賦課金のこと）、④営農指導事業推進組織を育成強化すること（営農技術員協議会のこと）を決議、第6回大会（32年）では「農協刷新拡充3か年計画実施の徹底決議」のなかで「自らの営農指導体制を早急に整備するとともに行政の行なう技術指導を充実せしめ、かつこれとの有機的提携を緊密にして農家経済の計画化を促進する」

第III編 山形県農協運動の推移

を採択、第7回大会（33年）は、「農協営農指導体制の確立」を単独議題として取り上げ、単協の営農指導体制の確立を議決するとともに「県中央会」は営農指導担当部署を整備し、事業の推進に万全を期すること」を決定し、第8回大会（34年）は、生産指導とあわせて生活改善の推進をとりあげ採択、第9回大会（35年）は、「系統農協の組織整備強化」のなかで「営農指導及び組合員教育が農協の他の事業に先行して推進され各種事業の総合化の基本となるようその体制を整える」「農業共同化、農業法人化の育成強化をはかり組織の地固めを行なう」ことを決議した。

以上が、昭和35年以前における営農指導の地位であり、「農協のすべての事業の基礎強化は、営農指導の積極推進にある」とする一貫した思想であった。「組合の健全な発達を図ることを目的とする。(法73条の2)」の中央会任務もまたまったくこれと符合するものであった。

こうして、単協も中央会も、その後、営農指導を核として、それから放射する他の事業の拡大発展をはかってきたのである。ところが、この営農指導にかけりがでてきた。それは、米の生産調整がはじまったころからというべきか、農協が合併して大規模経営が定着しはじめたときからというべきか、その線は引きにくいが、とにかく組合員農家の多様化現象と、生産から販売までという団地造成のキャッチフレーズのなかで、営農指導のそれまでの主体性は、他事業のなかに融け込むことに変わったのである。営農指導員の肩書がついたまま融けて変わったならば、その結果、営農指導の主体性は、変わったなかでどのように新たに活かされているのだろうか、あるいは変わりっ放しのままになって営農指導は、実質的に埋没してしまっているのかがきびしく問われねばならぬ時期をむかえるようになった。

言い換えるならば、総合3か年計画の農協運動のバックボーンは一体どこなのかということであり、よくいわれる「農協運動の原点」にかかる大きな問題点であろう。

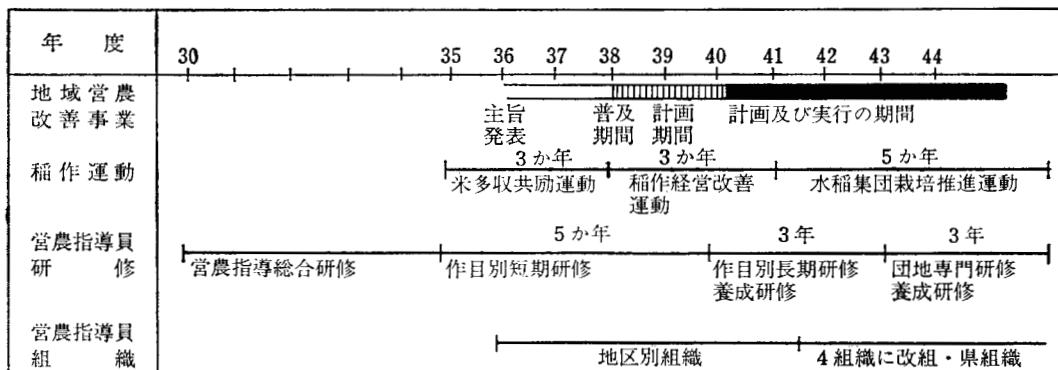
次に、県農協要覧によって本県農協の営農指導員数（生活指導員も含む農業技術員）の推移をみてみよう（表III-28、図III-2参照）。この表をみても指導員数は米の生産調整後、下降線をたどっている。

表III-28 営農指導員数

年度	昭29	昭35	昭36	昭37	昭38	昭39	昭40	昭41	昭42	昭43	昭44	昭45	昭46	昭47	昭48
指導員数	320	321	393	399	416	491	522	607	615	645	687	681	688	655	632
組合数	251	228	228	224	217	214	192	133	130	128	112	112	112	83	83

〔注〕県農協要覧

図III-2 営農指導の実状（昭和35～44年）



昭和30年代後半から米の生産調整が本格化した45年の前年までの増産意欲に燃えた本県農業のなかで、農協運動として特記すべき事項を次にひろいあげ、これらと密着して活動した農協営農指導ならびに中央会営農指導機能の果たした概要をのべることとしよう。

まずははじめに、基本法はでたけれど所得格差は縮まらず、農業労働力は大企業に吸収され、それかといつてにわかに池田総理の所得倍増のレールにも乗っかれない農業をいかにするかということから高度経済成長下の農業ははじまる。そこででてきた農民の知恵は、共同化・法人化であった。そして農協は(中央会も含めて)、これらの育成をはかりながら、農協自らを営農・生活向けにする体质改善運動を全国に呼応して展開し(本県は計画営農を打ちだした)、さらには、地域営農改善、そのなかの米多収共励運動、集団栽培、生産から販売までの営農団地造成へと推移したのである。

2) 農業の共同化

古くて新しいもの、それは農業の共同化である。古くからその成立と解体は幾度も繰り返されてきた。戦後の混乱期、復興期を脱して経済高度成長期に入ると、従来の半自給的、半商品的農業生産形態から、低コスト・品質向上・統一規格に照準を合わせる生産に切り換える必要が全国的にでてきて、その気運は、33年ころから上昇しあじめ、35年前後に最盛期をむかえた。全国で239社の農業法人が設立された。

農業法人をめぐって、法人の法制化内容が政治問題に発展し、社会党は、農業生産組合法人を提唱し、全国農業会議所は、1戸1法人を含む特殊法人の単独立法を主張し、全中は簡易法人を農協内部組織として認めるよう主張した。農林省内でも農地局と経済局が対立意見をもっていた。その後、各種意見の統一がはかられ、とりあえず現状の農業法人を認めるという暫定措置がとられ、根本的には、農業基本問題調査会の検討を待って恒久的に立法化することとなり、次の内容で国会にだされた。

①法人の形態は、1戸1法人の有限会社あるいは株式会社、農協組織のいずれでもよい。②ただし農地の賃借権、使用貸借権は法人に移転することはできるが、所有権、使用貸借権は農民個人に残す。③共同化法人の保有面積は、法人を構成する個人の保有面積の合計を限度とする。

系統農協の協同化に対する考え方は、協同組合の協同の基点を農家小組合(部落組織)においていた。昭和30年の「総合事業計画樹立実行運動」のなかでは、農協事業の拠点、組合員意思の結集の場としての部落組織の育成方針を定め、32年の「刷新拡充3か年計画」の基本事項には「部落組織の充実強化」をかかげた。こうして農協は、戦後、占領軍からきらわれた実行組合を部落組織としてその活動を復興活発化させながら、他面、これが農業共同化への土壤ともなり、あるいは分化機能(地域集団と利益集団)をも果たす経過をたどったのである。

本県の農協は、昭和34年8月31日の第8回県農協大会(酒田市商工高校体育館)で県農青連、庄内組合長会共同提案で「農業法人について」が審議決定された。

大 会 決 議 34.8.30, 第8回山形県農協大会

「①農業法人の法律制定にあたっては、単独法とせず、農協法の改正により組合内部の協同体としての法人格を有するものとすること。②法制化の内容はできるだけ簡素化し、農民の創意を助長し、育成できるよ

表Ⅲ-29 山形県共同化参加人員別組織数（昭和37年）

種別	人員	5人以下	6~10人	11~15人	15人以上	計
全 面	2	—	—	—	—	2
水 稲	—	—	1	—	—	1
果 樹	1	1	—	3	—	5
防 除	12	5	1	2	—	20
養 蚕	1	—	—	—	—	1
酪 農	2	3	—	—	—	5
養 豚	6	10	3	—	—	19
養 鶏	2	1	—	—	—	3
計		26	20	5	5	56

〔注〕 山形統計調査事務所

は、同一農協の組合員をもって組織するものとし、その数は5人以上50人程度とすること、②農事実行組合の例による簡易法人とし、協同小組合の組合員は、農協に対して負う債務については無限責任を負うものとすることなどがだされていた。農協側の主張する「協同小組合」と農林省側の「農業生産協同組合」との二つの案が数次の折衝の末、その双方とも法改正に取り入れられ、4年がかりの法人問題は法制上の落着をみたのである。

＜全国初の水田法人・大成農場が庄内・北平田に誕生＞ 昭和35年9月

「曲がり角」にたった農業に活を入れるには、どうすべきかが当時の農業後継者・農協青年部員達の頭を痛めた最大の課題だった。彼等は連日、仲間と語り合い、学習し、実践のなかで模索しつづけていた。ちょうどこのころ、農青連研修会が羽黒山頂（齊館……当時はバスもなく研究資料をかついで石段を登った）で開かれ、朝日新聞論説委員・団野信夫講師の「農村を緑の工場に、システム農業を」と熱っぽく説いた講演に魅了されたこともあったし、また、徳島の勝浦ミカン法人、愛媛県吉田町の立間有限会社の例も刺激になって、なんとかして個別経営の限界を打破しなければならないとする意識が農村青年の間に広まっていった。

そのなかから、全国のトップをきって、水田法人が現われた。酒田市北平田農協青年部・渋谷穰治、阿部順吉、渋谷昭治の3人の部員とそれぞれの妻および両親計12人の構成による「有限会社大成農場」であった（35年8月）。青色申告をしているうちに農業経営上の大きなムダをみつけ、共同化による大規模経営に踏みきったと公表した。

資本金210万円、代表取締役・渋谷勇夫（庄内産組運動の先駆者……本史の前の『沿革史』参照）、経営は3.4haの水田を互いに抛出、農具、畜舎などいっさいの生産手段を共同化（経理・育畜、機械・稲作）の三部制、深耕・密植・多肥を行ない、米反収4石の壁を破りたい願望をもっていた。生活には月給制を取り入れ、共同メリットである労働力の削減はみちがえるようになり、将来は、水田2~3haは畑地にして、乳牛10頭以上と豚の多頭飼育をする計画だった。

同じ北平田に豚専門の中曾根家畜共同組合と漆里家畜共同組合の二法人が、やはり青年部員同志で結成され、北平田農協そのものは（組合長・伊藤惣治郎、現県共連会長）東山牧場を新設し、和牛88頭を放牧し、稲作単作経営の停滞から脱がれようとしていた。

うな措置を講ずること。」

山形県では昭和37年には、56の共同化組織が設立されていた（表Ⅲ-29参照）。

＜第10次農協法改正で農事組合法人を制定＞

第40通常国会（37.5.6）で農事組合法人制定に関する農協法の一部改正がなされたが、この改正には農協意見として、①協同小組合

表III-30 農業生産共同化事例（昭和35年11月10日）

所在地	事業主体名	主たる事業	成立時期	参加人員	事業規模
山形市大郷	交血養豚親交会	豚の肥育	35.8	4人	肥育豚36頭デンマーク式豚舎99m ²
山形市蔵王	蔵王養豚親興会	豚の肥育	35.3	14	肥育豚80頭、豚舎73m ² 、59m ²
寒河江市醍醐	前山果樹組合	洋梨、ブドウ	32.7	78	洋梨7ha、ブドウ3ha、共同防除、固定配管施設
新庄市八向	本合海養鶏生産組合	養鶏事業	35.4	5	成鶏2,000羽、成鶏舎新設
高畠町糠の目	山崎養豚組合	豚の繁殖	34.8	12	豚牝10頭、牡1頭、豚舎新設
飯豊町添川	下河原協同営農組合	水稻事業 酪農事業	35.3	5戸 20人	水田14ha、乳牛5頭
酒田市北平田	大成農場(有限会社)	水稻事業 畜産事業	35.4	3戸 12人	水田8.9ha、和牛、畑10a
同上	中曾根共同畜産組合	肥育豚 和牛肥育	35.6	12人	肥育豚56頭、種豚4頭、和牛10頭、畜舎新設
同上	漆里養豚組合	肥育豚 繁殖豚	35.4	4人	肥育40頭、繁殖2頭
飽海郡平田村	榎橋共同養豚組合	繁殖豚	35.4	6人	繁殖豚2頭

全国の学者・評論家、新聞雑誌関係および各地からの視察団が、北平田へ連日、押しかけた。視察のための農場ではなかったのに。ある評論家は、水稻単作地帯における全面共同の珍しさと永続性のむずかしさとを「砂漠のオアシスに咲いた花だ」と評した。結果的には、それがあたることとなった。家族関係事情で解散せざるを得なかつたのである。

いま、北平田地区の場合だけを事例として取り上げたが、農業共同化の分野は広く、全面共同もあれば部分共同もある。あるいは、ねらいを、税対策、出稼ぎ対策、経営合理化対策、生活改善対策等におくなど、多面にわたるのであるが、いずれも抑圧された農業から脱却しようとする農民の英知の結集であり、第三者のいう成功不成功とはおよそ別次元のものがあった。

共同化研究会がまとめた本県の農業生産共同化事例は表III-30の通りであった。

3) 花開く営農改善諸策

昭和30年代中期は、国の農政では農業問題調査会の発足、農業基本法の制定、農業構造改善事業の促進等、本県農協では、農業共同化の育成、深耕密植栽培・米多収共励事業・展開、農協体质改善と計画営農・地域営農改善樹立運動など、多面にわたる施策が打ちだされた。このなかで本県の「計画営農制度」は従来の農協経営システムを革新する制度として、全国の注目を浴びた。その大要は次の通りであった。

〈山形県計画営農推進運動要綱〉 35.8、中央会、各連

運動の必要性

(前文省略) ①農協事業が各部門個々バラバラの形で組合員とつながり、総合機能が発揮されていない。

表Ⅲ-31 営農設計書作成状況（昭36.9.3現在、1組合当たり平均）

県内農協	調査対象農協	作成状況			
		設計書をたてた	正組合員戸数	作成組合員	計画営農加入組合員
224	89	43	464	224人	138人

〔注〕中央会

②農協事業は漸進しているが、組合員経済の中に占めている地位は米、肥料を除けば極めて低位である。③農協事業が組合員の営農設計とつながりを持たず、組合の立場で計画され独走している。④農協の執行体制に不整備な点が多く、組合員の全利用を完全に受け入れられない状態にある。⑤農協の事務がきわめて複雑で、組合員をして農協に近づけにくい状態にある。⑥信用附与の窓口が複雑で総合化されていない。貸付が適正でないなどの諸問題があるので、抜本的改善措置として農協がその全機能をあげて組合員農家の計画営農の励行を推進すべく本運動を展開するものである。

重点実施事項（省略）

運動の進め方（省略）

執行体制

1. 企画会議

- イ. 地域営農改善目標を設定する。
- ロ. 営農設計書に基く総合事業計画、資金計画を策定する。
- ハ. 計画と実績を比較検討し、計画達成のための諸施策の企画をする。

2. 管理部（内容省略）

3. 業務部（内容省略）

4. 営農部

- イ. 営農設計書、委託販売契約書、購買予約申込書、農協共済加入予約申込書の取りまとめを行ない、個別営農改善目標を設定し、営農改善指導を実施する。
- ロ. 委託販売契約による農家必要資金の個別最高限度を定め、必要資金貸付にあたっては、指導のうえ、貸付査定を行なう。
- ハ. 地域営農改善目標に基づき、各地域毎に集団指導を行なう。
- ニ. 農業法人の設立並びに農事諸会合には積極的に参加し、営農改善指導の浸透を図る。

表Ⅲ-32 営農設計書作成困難理由

様式が難かしい	内容が他人に知られる	作成指導不徹底	農外収入計画がたたない	農家が経営内容をつかんでいない	家族の同意が得られない	系統外利用がわかる	その他
11	8	16	4	6	2	2	2

〔注〕中央会

表Ⅲ-33 農協経営組織の概要

(1) 現在とられている経営組織						(2) 今後、改善しようとする経営組織							
県内組合数	調査書提出組合数	%	事業別 経営組織	機能別 経営組織	その他	管内組合数	調査書提出組合数	%	事業別 経営組織	機能別 経営組織	その他	目下検討中	不明
224	89	39	70	19	0	224	89	39	0	14	0	40	35

〔注〕中央会。事業別経営組織とは、信販購利指。機能別経営組織とは、営農、業務、管理の3部制

<県中央会、米多収共励運動をはじめると>

500か所に試作田、90農協が参加

中央会は、昭和35年5月、全県に生産コストの引下げと増産をめざして、米多収共励運動の推進をよびかけ、県下92組合が農協の自主的運動としてこの運動を展開することとなった。県も積極的な協力をした。

中央会は、村山市楯岡、飯豊町添川、三川町押切、酒田市西荒瀬、八幡町一条の5地区のなかから研究農家を選び、選定規準(3a以上、耕深25cm以上、栽植密度慣行の50%増以上、3か年継続研究)によって、農民の創意振起助長と米の合理的多収の方式を模索しようとした。この方式が成功すれば機械化協同化への展望がひらけてくる。

深耕密植栽培農家のいる農協の営農指導員および中央会・県の担当者は、しばしば現地打合せ会を開き、35年9月には、東京農工大・近藤頼巳博士を迎えてそれぞれの試験田の作況、管理状況などにつき検討した。

試作田の5農協は、それぞれの成績を12月25日県農協会館に持ち寄り発表した(参考者:担当農家、営農指導員、県改良課、県農試、管轄普及所、中央会)。

政府は、「構造改善」、全中は、「営農団地」、本県は、「地域営農改善」と三者三様の似て非なる

表III-34 米多収共励実施組合及び試作田設置カ所数

地区名	実施組合数	設置カ所数	実施組合名()は設置カ所数
東南村山	8	46	豊田(4), 蔵増(10), 高櫛(13), 西山形(5), 蔵王(5), 天童(1), 寺津(5), 山元(3)
西村山	2	13	高松(11), 三泉(2)
北村山	10	75	楯岡(22), 西郷(14), 横山(3), 大高根(4), 大久保(5), 袖崎(5), 大富(5), 戸沢(3), 長瀬(7), 小田島(7)
最上	8	47	新庄(5), 大蔵(5), 萩野(10), 舟形(5), 豊里(4), 稲舟(3), 金山(5), 戸沢(10)
東南置賜	19	112	三沢(5), 塩井(5), 上郷(5), 窪田(12), 二井宿(5), 高畠(3), 屋代(10), 糸野目(1), 赤湯(5), 沖郷(5), 宮内(9), 大塚(10), 犬川(5), 小松(4), 玉庭(4), 中郡(10), 梨郷(2), 吉島(2), 和田(10)
西置賜	12	60	中央(2), 致芳(5), 西根(5), 豊田(5), 伊佐沢(2), 白鷹(6), 鮎貝(9), 蚕桑(6), 東根(6), 豊原(5), 豊川(6), 添川(3)
小計	59	353	—
飽海	14	52	酒田(22), 西荒瀬(2), 烏海(3), 上田(10), 袖浦(2), 西遊佐(2), 蕁岡(5), 高瀬(4), 観音寺(10), 一条(2), 南平田(3), 田沢(3), 内郷(2), 北俣(2)
田川	19	105	鶴岡(3), 黄金(3), 栄(3), 京田(11), 大山(12), 西郷(10), 温海(2), 十六合(8), 立川(2), 藤島(3), 長沼(3), 八栄島(1), 渡前(5), 横山(10), 東郷(8), 泉(5), 山添(3), 黒川(3), 本郷(10)
小計	33	157	—
合計	92	510	—

表Ⅲ-35 水稲深耕密植栽培収量状況（昭35年12月）

農協名と担当農家	品種	面積	10a 収量	平年収量	差引増収
楯岡・池野孝一	ささしぐれ	5a	4.73石	3.95石	0.78石
添川・農協直営	ぎんまさり	3	4.32	3.60	0.72
西荒瀬・金子正	ささしぐれ	10	4.65	3.60	1.05
一条・佐藤誠	"	10	4.60	3.45	1.24
押切・佐藤助左エ門	"	10	4.19	3.00	0.59

〔注〕中央会

タイプが36年に現われた。「構造改善」は、いうまでもなく農業基本法（36年）の主柱をなすもので日本農業を機械化し、そのための土地基盤整備を行ない、米価偏重農業を他作目にもスイッチできるようにしようというところに主眼がおかれた。しかし、日本農業を体系的に切り換えるにしては、小さな部落単位のパイロット地区の点在・市町村単位の点描構想であった。経済の高度成長のなかで、しかもその後、米価凍結と減反政策、海外依存農政を附加し、きびしい行政枠をはめながら農林予算のなかでとり行なわれてきた。

構造改善は望ましいことではあるが、いかに補助はあるとしながらも農家として生きる途を共同化や法人化に求めていた当時としては、機械化や基盤整備への投資が速効的に活きるのかあるいはそのメリットはいつになら現われるのであろうかと二の足を踏むのが実感だった。流通合理化施策と併進しないところに構造改善の隘路があった。流通問題は、系統農協の本務であり、構造改善は構造改善だといってもそこには割り切れない大きな農政課題が横たわっていた。

一方、全中は、基本法と同じ36年6月に畜産団地構想を全国的に発表した。これを構想したのは全中内に設置された畜産共同対策室（全中、全販、全購、農林中金で構成）であった。その後、さらに拡充強化して酪農、養豚、養鶏、肉用牛、稻作、野菜団地構想を発表し、それを具現化へ向けて行ったのであるが、構造改善は、基盤整備から流通をのぞき、団地は、流通から基盤整備をのぞいた日本農業の縮図というか恥部というのがうかがわれた。団地構想は、近隣の数農協が作目毎の施設を整理して流通の拠点づくりをやろう、そのためには作目を極力しぼって單一作目の団地体系づくりをしようというものであった。構造改善、作目団地そのいずれもが大切なことではあるが、農業の現場では、農家としても農協としても相当の距離感があった。その距離を全県的に縮めることこそが先ではないか、雑多といっては語弊があるが、数多くの作目を農家個々で思い思いに生産しそれを農協に持ち込む態容を変え、できるかぎり作目の集約をはかり、集団化した営農形態からスタートしようとしたのが本県の地域営農改善構想であった。

地域営農改善計画が全県的に打ちだされたのは、37年度県中央会総会で「地域営農改善計画の樹立推進」が決議されてからである。しかし、地域営農改善の下地はその前からあった。昭和30年代に入って、農家経済が負債増に追いかけられ、その自衛手段として農家の月給制が取り上げられ、さらには積極手段として共同化・法人化への取り組み、統いて、農家の営農設計と農協計画を結びつける計画営農制度の展開、その運動のなかでは、すでに、重点実施事項の第1に「地域営農改善目標の設定」が取り上げられていた。それを、中央会が体系づけて全県運動としてあらためて始動

することになったのが37年からである。

地域営農改善に対する批判もあった。例えば、地域まるがかえでしかもプラスアルファーの重なり合いではないか。きびしい現実に対する決め手に乏しい。それに第一、補助金がつかない等があった。だが、これならやれる。農協の自主運動としてやらねばならぬとして、逐年、この事業は全県的に拡大されていった。そしてこれは、今後の農業の在り方として、農協合併の唯一の論拠ともなった。

中央会が昭和37年度に策定した「地域営農改善事業の進め方」の趣旨を要約すると次のようなものであった。

34年以来、中央会は、農協の営農指導部署の確立を提唱しつづけてきた。その結果、県下農協の営農指導体制は逐次整備されてきた。しかし、農協の基本方針となるべき営農改善計画がなくしては、営農指導は農業技術員個々のおもいつき指導に偏ることになる。とくに、今後は、農家個々の営農の枠内での部分的末梢的技術改善ではまにあわない。経営組織の専門化と基幹作目を中心とした経営拡大を期して、農協地域全体、さらには、立地条件の相似する農協同志が提携し、市場における有利性の確保に向わねばならない。

地域営農改善計画策定手続

第一段階……地域内農業の現況把握……所定様式

↓
作目の診断と重点作目の決定……改善作目と拡大作目

第二段階……作目別計画書の作成

↓
事業推進体制の確立
委員会で承認

作目別計画策定担当者、助言者決定
作目別補完調査の実施
基本構想の検討（助言者の出席）
年次別、地区別計画策定

地区協議会の設置、目的集団組織の育成
各農協主任者合同検討会

第三段階……推進および実施要綱の整備

↓
地域地区別各種組織代表者会議での協議検討

地域、地区計画書の修正と調整

農協事業計画—経営計画書の作成

↓
理事会の承認

総会で承認

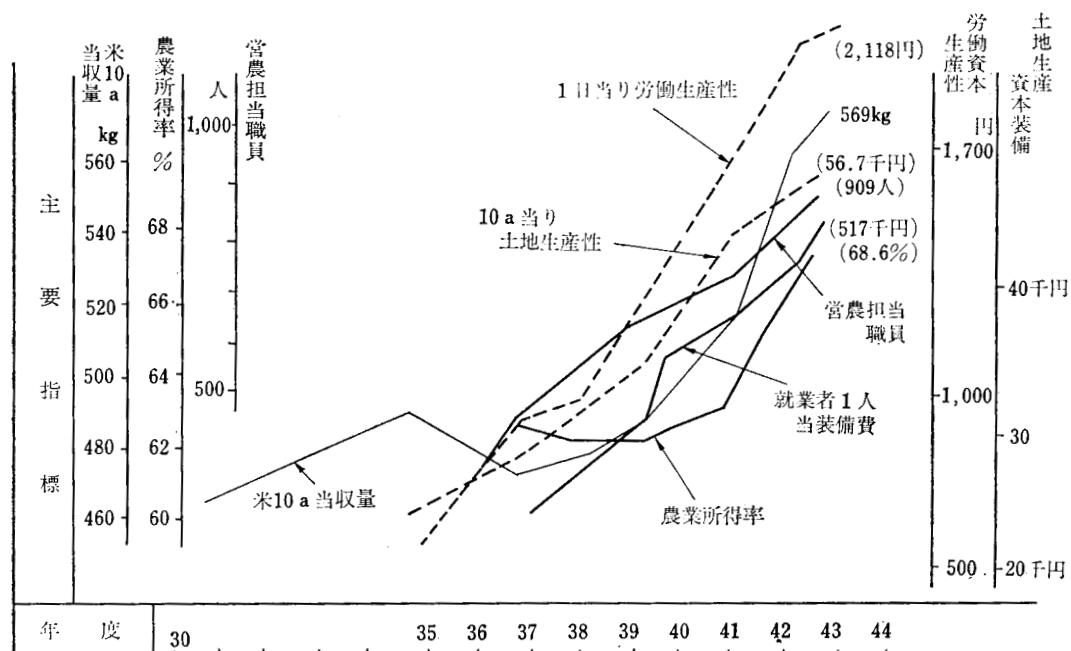
実施要領、栽培基準
P R 資料作成

〔地域営農改善計画書〕
作目別農協事業収支計画書の作成

このようにして、昭和37年度から全国的にも特異なケースとして展開された本県農協地域営農改善計画運動は、米の生産調整の直前まで、本県系統農協の全精力を傾注して実施された。この間ににおいて、この運動の先頭に立って農家、目的集団を指導したとくに農協営農指導員の活躍は筆舌に絶するものがあった（図III-3、表III-36 参照）。また、土地生産性、労働生産性、農業資本の装備、所得率においても目覚しい向上がみられた。

〈地域営農改善がもたらしたもの〉

図III-3 地域営農改善運動の経過図



〔注〕 中央会

計画樹立段階はもちろん、実施段階においても計画と実績の対比、いわゆる「総合診断」が各年各地域、各作目毎に実施され、そこに現われた解決すべき課題も多かった。その課題をふまえて基本構想の樹立、作目広域団地、総合3か年計画の路線へとつながっていったのであるが、地域営農改善の本県農業にもたらした評価はおよそ次の通りであった。

① 農協の主体性の萌芽

農協の主体性により計画され、その方向にそなう営農指導活動、組織育成、事業方式の確立、農協の設備投資計画などの根拠になった。

② 作目選択と営農類型への足がかり

地域として営農改善の方向が明示され、組合員の作目選択と經營計画の指針となった。

③ 農協の体制と基盤計画の確立

これを推進する農協は、地域営農改善計画具体化の手段として、農協合併が促進され、農協經營の基盤計画として位置づけられた。

④ 地域農業の特徴をクローズアップ

計画実践農協の活動は、それぞれ創意工夫がこらされ、意欲的に事業にとり組み、地域農業の特徴づけがなされた。

⑤ 作目広域団地への足がかり

置賜農業經濟圏指定など広域農業発展への足がかりになった。

⑥ 他機関からの評価

行政各指導機関の諸施策受入れについて主体的役割を果した

表III-36 地域営農改善進捗状況

区分	年次別計画樹立地域							
	昭37年	昭38年	昭39年	昭40年	昭41年	昭42年	昭43年	計
地域数(44地域)	3	3	6	7	6	1	5	31
農協数	20	12	39	32	8	1	14	—
進度率%	6.8	13.6	27.3	43.2	57.0	59.0	71.0	—

〔注〕中央会。進度率は地域数(44)に対する策定済地域の割合

4) 本県農業の地位を高めた水稻集団栽培の経過

「水稻集団栽培」は、農村労働力がどっと大企業に流出はじめた所得倍増の昭和35年に、西日本、愛知県は三河地区からノロシが上がって、その後全国米作地帯を席巻していった。まるで、政府の構造改善のむこうを張るようなかたちで伸び広がっていった。創始者の愛知県農試・西尾技師は、勤務時間外の夜に、農家の達と連日話し合ったといわれる。

本県が全県的に、中央会を中心にして、集団栽培に取り組んだのは昭和38年からだったが、庄内は少し早かった。36年に庄内農協常務参事会が愛知県を訪れ、また、庄内にも西尾技師を招へいして集団栽培なるものを研究はじめていた。

本県の水稻集団栽培の推進が全県的に動きはじめるようになったのは、昭和38年からだったが、稻づくりの全県運動としては前記した35~37年の「米多収共励運動」(農家が水田を出しあい、10a当たり600kg以上を目標に、深耕、密植、施肥、水管理などを組み合わせ、集団的にその実現をはかるとした。共励田数550)、38年から40年までの「県稻作經營改善運動」(共励田の多収技術定着化と個別經營の改善、集団栽培推進拠点づくり一県内農協指定、実施集団27の設立)の素地があつて、本格的に「山形県水稻集団栽培推進協議会」を組織し、系統あげて推進した5か年運動は、41年から、米生産調整がはじまる45年までであった。

〈米づくり連続日本一を定着させた本県の水稻集団栽培5か年運動〉

本県の水稻集団栽培は、41年から45年までの5か年で、県水稻面積の50%、約5万haを集団栽培で、本県稻作地図を塗りかえる目標がかかげられた。県当局も積極的にこの運動に参加するようになった。県下各地域ぐるみでこの運動が展開されるよう各農協に「水稻集団栽培実践協議会」が設置され、生産組合、農協青年部、婦人部、若妻グループ、稻作研究集団などあらゆる組織力が結集された。41年には、県の事業として“県産米1割増産運動”が実施され、増産のための効果的方法として集団栽培方式を取り上げることとなり、さらに42年からは県知事を先頭とする“県60万t米づくり運動”が4か年計画で展開された。

農協が推進してきた集団栽培運動と県行政がすすめる60万t米づくり運動は、42年から举県運動としてドッキングすることとなり、中央会を中心とした系統農協の県水稻集団栽培推進協議会は、60万t米づくり運動のなかで集団栽培の実践組織として機能することとなった。

43年度は、総収量60万2,000tと運動の2年目にして早くも目標を達成した。しかし、一方では、米をめぐる情勢がきわめてきびしくなり、本県の米づくり運動も、44年度から「増収」のイメージが隠れ“山形県良質米生産向上運動”に改め、本運動が続けられたが45年度で終了した。

表Ⅲ-37 水稲集団栽培 5か年運動経過

項目	年次	昭 41 年 昭 42 年 昭 43 年 昭 44 年 昭 45 年				
		面積 ha	1,000	20,000	30,000	40,000
推進目標	集団数	500	1,000	1,500	2,000	2,500
	普及率(面積) %	10.2	20.4	50.5	40.8	51.0

〔注〕中央会

水稻集団栽培推進運動で果たした県内各農協の営農指導活動、中央会が全県的に統一推進した組織、指導活動、各連の推進援護、知事はじめ農林部、県農試、地方事務所、普及所の諸活動は活力にあふれたものであった。このようにして、米産県・山形県の稻作は、米作農家の増産意欲の盛り上がりによって「新佐賀段階」をはじめて42年に抜き日本一の座を獲得し、その後、45年まで連続4年第1位を占めたのである。

5) 集団栽培の停滞と受委託農業増加

集団栽培が盛んに伸びていた昭和42年に「山形県農業の動き」(農林省山形統計事務所)は、こう述べた。「県内の協業は伸びなやみ、集団栽培が伸びている。42年2月の協業体は、全面協業で6、部門協業では156で、全面協業は絶対数で問題とするに足らず、部門協業は、41年に比べ31%も伸びている。しかし、この形態の協業は離合集散が容易で、このまま持続するとは断じ難い。」

この予測通りに、米が“増産”から“良質米”へと転換はじめた44年からは、集団栽培が質的に変化し、中核農家・稻作主体農家が集団の主軸となり、兼業農家との請負い方式が導入されることとなってきた。田植機の普及と激増する出稼ぎはこれを決定的なものとした。集団内では、委託者、受託者間の利害調整、農地保全上の問題が絡み、かつての集団栽培はにわかに変質、変形あるいは崩壊するようになり、農協の営農指導、中央会の営農活動もそのなかに介入して、あらたな集

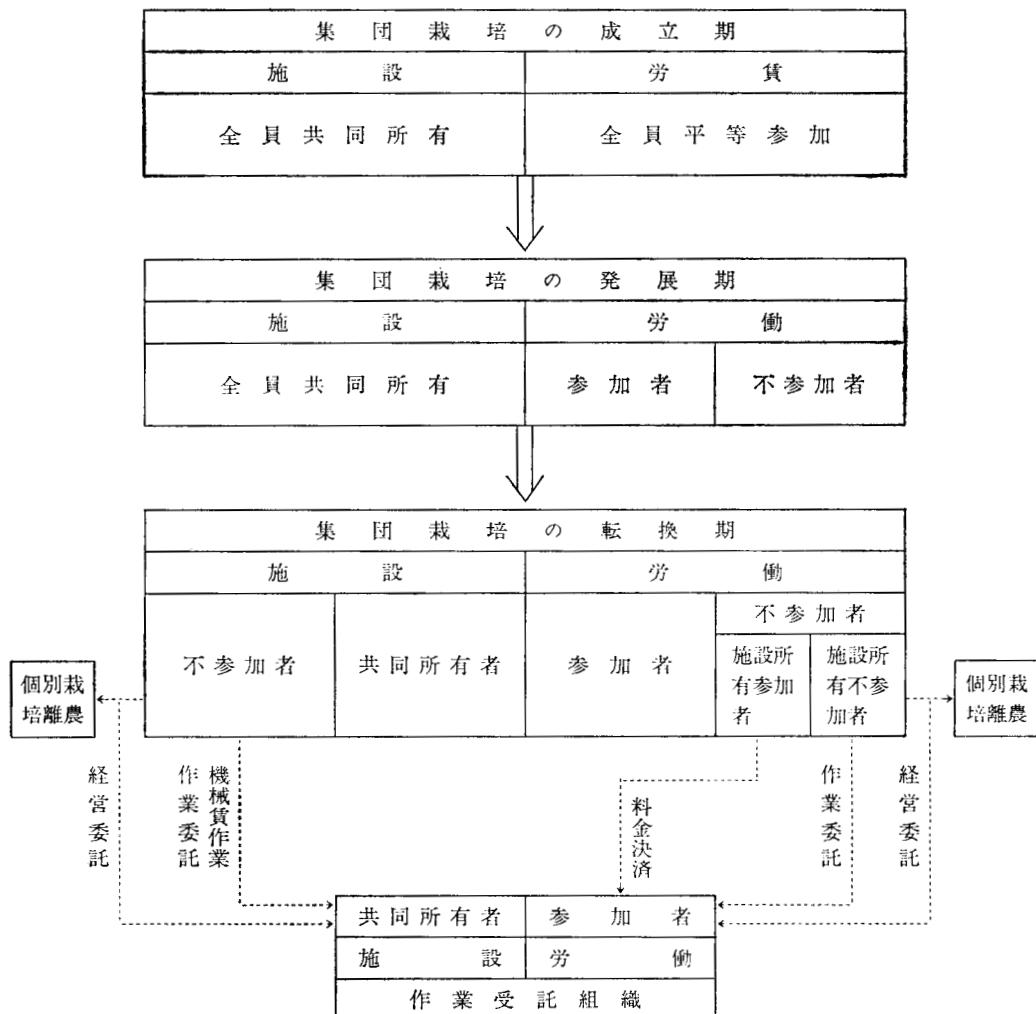
表Ⅲ-38 年次別水稻集団栽培の推移(昭45.3.31現在)

単位:ha, 戸

項目 地区	年次	実施農協	実施集団	参加農家	実施面積	1戸当たり面積	1集団当たり	
							面積	戸数
県	昭38年	24	27	646	550	0.85	20.4	23.9
	39	53	114	3,169	2,930	0.92	25.7	27.7
	40	60	260	5,761	5,524	0.96	21.2	22.1
	41	69	343	9,952	10,551	1.06	30.8	29.0
	42	81	614	18,618	21,744	1.11	35.4	30.0
	43	92	758	25,424	28,060	1.10	37.0	33.5
村 山	44	86	761	28,712	31,489	1.10	41.3	38.0
	44	31	137	9,437	5,281	0.56	38.8	69.0
	44	13	71	1,445	2,095	1.45	29.4	20.0
	44	9	150	6,206	4,758	0.77	30.8	42.0
	44	33	403	11,624	19,355	1.67	47.9	28.0

〔注〕中央会

図III-4 集団栽培組織の再編過程図
再編方向——作業受委託



〔注〕 県中央会資料

団管理、あるいは正常な農業の請負、受委託がとり行なわれるよう誘導するタイプの指導に変わってきた（図III-4、表III-39・40参照）。

そこで、激動する農業打開の道を切り拓き、本県農業の前進をめざすビジョンを樹立したのが、「山形県農業基本構想」（「昭和50年代農業への道標」、45年）であった。

「45年以降の本県農協営農活動」については、山形県農業基本構想の作目団地造成路線ならびに46年以降展開された総合3か年計画運動の「営農団地を軸とする生産販売一貫体制の確立」のなかの営農販売活動（第III編第5章および第6章）にゆずり、本節では重複を避け割愛する。（また、多面にわたる営農活動につき、とくに畜産・青果・養蚕その他にふれ得なかったことをお断りする）。

第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

表III-39 作業受託組織の類型

類型	集落完結型	同志的共同型	連鎖型	農協主導型	企業主導型
推進主体	農家	農家	農家 農協・農機商	農協	企業
作業主体	農家	農家 個別農家		農協員 または農家	企業職員 または農家
機械施設所有者	農家集団	農家集団	個別農家	農協 または農家	企業 または農家
委託農家との関係	主に集落内農家	広域集落外を含む農家	広域管内組合 員得意先	広域管内組合員農家	広域取引先 従業員農家
県内先進例 ・調査例	○酒田市 中野曾根生産、 立川町機械公社もこれに近い	○河北町 弥勒寺育苗センター 平田町 石橋育苗センター 櫛引町 グリーンプロダクション	酒田農機 余目中央農機利用協会 ○高畠町 一本柳経営受託組合	○真室川農協 米沢農協 山形農協 左沢農協 櫛引農協	○山形市 大郷農作業サービス

〔注〕 中央会

表III-40 受委託農業の推移

面積: ha

年度	区分 地 区 分 区	作業受託					受託農業經營				県計
		村山	最上	置賜	庄内	計	村山	最上	置賜	庄内	
47	件数	44	—	—	127	171	29	—	33	22	84
	面積	21.5	—	—	235.05	256	10.9	—	10.45	9.58	30.93
48	件数	74	—	—	295	369	90	—	54 1(信)	47 4(信)	191 5(信)
	面積	27.5	—	—	183.2	210.9	33.22	—	19.01 3(信)	30.69 2.4(信)	82.92 5.4(信)
49	件数	149	—	187	183	519	113	6	68 1(信)	135 19(信)	322 20(信)
	面積	140.5	—	265.4	111.0	516.9	41.4	40.5	30.21 1.5(信)	101.21 11.8(信)	213.4 13.3(信)
50	件数	145	—	252	230	627	128	7	86 1(信)	231 20(信)	452 21(信)
	面積	141.7	—	379.2	109.9	630.8	47.5	69	53.54 1.5(信)	177.2 12.8(信)	347.24 14.3(信)

〔注〕 中央会。(信)は農地信託事業

第2節 本県農協の生活活動

生活活動のスタート・長野大会

生活水準が著しく向上はじめたのは、都市では昭和28年ごろからで、農村では遅れて30年ごろからであった。そのころは、農協刷新拡充3か年計画運動(31年)が全国運動として展開され、そのなかの生活活動は、クミアイマーク愛用、健康農村建設が二大スローガンであった。

農協が生活活動を大きく取り上げたのは、昭和35年の農協体質改善運動からである。36年11月、長野市で第9回全国農協大会が開かれ、はじめて「生活面の積極化」を大会決議した。その当時の農協生活活動は、教育指導事業の範疇に入っていて、「婦人部活動の促進」「料理講習」「農村文庫」「冠婚葬祭の簡素化」「理容所設置」「共同炊事」「先進地視察」などが主で、今日のように、せせこましくなく、わりとゆったりとした状態で実施されていた。

全国大会の決議を受けた全中は、「農協の体質」のなかで、このような表現を使った。「組合員の生活向上も経済力の改善強化によってこれを期待することができる。農業経営改善と生活改善は因果関係があり、農協が職業組合であることからみても、組合員の経営の改善によって生活を向上させるものである。生活改善事業は、農協がただ単に経済団体だけではなく、よりよき人間生活への向上運動である」とことを強調した。これが契機となって、その後の農協運動に「生活活動」が明確に位置づけられるようになった。従来、農協は、増産を主体とした各種事業には努力してきたが、組合員の生活向上を推進する活動は不十分だったからである。

「体質改善運動で取り上げた生活活動の重点」は、①すべての農協が生活面活動の基本方針を確立すること、②生活部または課を設置し、生活面についての組織活動、教育指導、生活購買、健康管理等を所掌させること。また、生活部課を中心に、貯蓄、共済、貸付、購買、保健、生活教育活動が相互に密接に関連しながら農協の体質を改善すること、であった。

本県でも、他県と同様の歩調で生活面活動に取り組んだが、この体質改善時代における生活面活動は、県間でも県内でも思い思いの取り上げ方であった。だが、社会経済の動きは、大きなうねりとなって農村におよせ、農村生活を守る体制を系統の大きな規模で防衛しなければならない必要性が新たにでてきたので、"生活基本構想"の名のもとに生活防衛の理論武装を整え、その具体的実践としての総合3か年計画運動が展開されることとなったのである。

本県農協の生活活動経過（要約）

- ◇ 本県が全県規模で生活活動に取り組んだのは、県農協婦人部協議会が10周年記念大会で決議した生活改善車購入による県内巡回に準拠しての生活活動展開であった。
- ◇ 農協の事業計画にかけられた生活関係事業のほとんどは婦人部を経由しての実施であった。そのため、農協が真向から生活問題に取り組む姿勢は稀薄だった。
- ◇ 本県が農協大会で生活活動をはじめて取り上げたのは、42年の農協法制定20周記念大会であっ

た。

- ◇ 「50年代農業への道標」のなかで生活ビジョンを描いた。
- ◇ 第12回県農協大会（45年10月）で生活基本構想の実践に関する決議を採択した。
- ◇ 第13回県農協大会（48年11月）は、二次総合3か年計画推進を決議した（くらしと健康を守る活動、土地対策の確立と住みよい地域社会の建設）。

〔昭和30年代後半〕

本県の農協婦人部は、貯蓄推進、共済推進、生活購買推進など農協の現業の実践は、即、生活につながるものであるとして、どの婦人部も積極的にその推進を行なった。とくに、生活購買については、注文とりや代金回収までも担当するという努力が、ついには物売り婦人部の悪名となってはね返ってきたほどであった。

農協婦人部は、農協の現業推進をすることによって、系統農協からは高く評価された。だが、貯蓄や共済や購買資金の源泉である農業生産とも取り組み、それから得られた収入で生活をまかない、しかも、組合員農家同志の組織強化につくした目だたない功績のほうがもっと大きい。

このように、農協生活活動の実践の多くは婦人部員によってなされたといつても言いすぎではない。

農協生活活動の重点項目は、①生活設計樹立推進、②家族会議励行推進、③家計簿記帳、④生活費の月給制、⑤生活必需品の定時定量制による共同購入、⑥料理講習、⑦理美容施設設置、⑧健康管理、⑨家庭管理、⑩冠婚葬祭簡素化、⑪生活改善体験発表会の開催、⑫養鶏30羽運動、⑬共販・共済・貯蓄推進、⑭家の光購読推進、⑮読書会開催、⑯クミアイマーク愛用運動、⑰文化教養向上活動、⑱生活改善車活動による料理実習、⑲季節託児所、⑳簡易水道の設置、㉑花嫁貸裳備付、㉒台所改善、㉓愛の小函運動等であった。

この重点項目のうち、その農協、その婦人部によって選択され、あるいは、さらに追加されて農協の生活関係事業に組み入れられ、婦人部の年間行事に組み込まれ実践に移されたのである。

農協の生活指導員は、農協の窓口となって、これら大な事業を抱え込んだ。そして、農協事業計画と婦人部行事とのパイプ役を担当してきたのである。しかも、本県農協の生活指導員設置農協は、まだ、20%程度であった。農協の生活指導事業費は、41年度において63%の農協が予算化され、なかには、予算が少ないので婦人部予算のなかで活動している農協もあった。このように全県的には、農協の生活体制は不十分であった。

〔昭和40年代前半〕

昭和42年、全国農協大会と県農協大会は、農協の生活活動を前面に押した。

本県農協大会は、生活活動を取り上げ、生活指導体制の確立を全県に呼びかけた。そのなかでは、「農協の生活活動に対する組合員の要請が強く、また、生活共同体としての農協使命にそって強力に推進されるよう指導体制の確立」を強調し、生活指導の重点を、「健康増進」「生活合理化」「教養文化の向上」の三点におかれた。県大会決議後、県下の農協は、遅れていた生活活動を促進すべく、体制の整備確立を急ぐこととなり、中央会は「農協生活面活動推進要綱」（42年）を策定して、全農協に生活部署と生活指導員の設置を呼びかけた。

従来の生活指導員まかせ、婦人部まかせから脱皮して、農協に対する組合員要求の多様化に農協

が直面しなければならない情勢になったからである。

さらに中央会は、「農協住宅改善推進要領」「農協生活購買事業推進要領」「農協生活設計推進要領」「農協健康管理推進要領」「生活指導活動要領」「組織育成指導要領」を策定して、山形県農協生活活動展開の体系を整備し、それを根拠にあらたな活動を開始した。実践の重点は、「農協長期生活改善計画の樹立」「モデル農協の生活活動」「生活指導員の養成、再研修」におかれた。その結果、昭和45年ころになって、生活指導担当部署は県内約半数の農協に設置されるようになった。生活指導員数もまた、生活指導体制の整備とともに年々増加し、大型農協においては、2~5名を設置するまでになり、生活指導員の活動は、単なる婦人部との連絡、相談相手の段階から生活教育を担当する段階へとすすんでいった。

しかし、生活活動分野イコール婦人部活動の観念は、容易に払底されず、期する生活活動メリットは顕現するまでにはいたらず、また、生活指導と他部門あるいは施設との有効な関連が不十分な問題点などをかかえていた。

おびただしい兼業化促進と農村の混住社会化現象のなかで、農協の今後の生活体制は、生活に関する部署の統合一元化を必要とする時期をむかえるようになった。

40年代前半における本県農協の生活活動実態諸表を示すと表III-41-①②③の通りである。

表III-41-① 生活指導員の地区別員数及び所属部署
(45.8.1現在)

地区名 担当部課	村山	最上	置賜	庄内	計(%)
営農生活部課	12	6	8	10	36
信用部課		2			2
購買、経済部課	1			3	4
管理、総務部課	3	1	2		6
支 所			4		4
計	16	9	14	13	52
農 協 数	14	8	7	12	41

〔注〕県中央会

表III-41-② 生活指導員の専兼別員数

△	設 置 率	指 導 員 数		
		専任	兼任	計
昭41年	19%	12	8	20
昭45年	41%	38	14	52

〔注〕県中央会

表III-41-③ 農協生活指導の実態

生活の計画化		保健、栄養				教養、文化			
実施事項	実施率		実施事項	実施率		実施事項	実施率		実施率
	41	45		41	45		41	45	
生活設計指導	40%	70%	保健指導	22%	63%	読書会指導	27%	43%	
家計簿指導	82	85	農民体操	18	50	映写会	12	10	
月給制指導	32	38	共同炊事	35	40	リクリエーション指導	23	52	
農休日指導	22	30	家族計画	17	16	旅行	57	83	
冠婚葬祭の合理化	17	70	料理講習	81	85	手芸、その他趣味	20	42	
生活購買の計画化	28	53	スポーツ	8	20				
住宅融資相談	67	70	献立指導	67	78				

〔注〕県中央会

表III-42 農協の生活施設

生 活 施 設	農 協 数		生 活 施 設	農 協 数	
	昭41年	昭45年		昭41年	昭45年
料 理 教 室	13	16	食 肉 銀 行	3	5
仕 出 し	1	3	冷 藏 施 設	9	23
共 同 飲 事 場	4	4	冷凍ショーケース	8	28
季 節 保 育 所	1	1	移 動 購 買 車	11	16
理 容 施 設	17	17	有 線 放 送	31	43
美 容 施 設	13	14	生 活 購 買 店	40	56
結 婚 式 場	6	12	海 の 家	1	1
貸 衣 裳	18	15	食 堂	—	1
葬 祭 施 設	3	3	L P ガス充填施設	—	8
浴 場	2	1	電 機 器 具 修 理 場	—	9
映 写 機 室	7	3	" 耐久材展示場	—	12
図 書 室	21	22	音 楽 教 室	—	1

〔注〕県中央会

生活設計の指導では、昭和45年度で県内70%の農協が実施していたが、その中身は、営農設計との結びつきが弱いことと、生活目標とその実現のための設計に欠けるものがあって、それが問題だった。また、農協自体にあっても組合員家庭の生活設計に対応すべき長期生活改善計画樹立農協は、112農協のうち11農協にすぎなかった。また、消費生活面では、有害商品、うそつき商品の出現や不当表示などを絶たない商品氾濫のなかで、従来の予約を軸とした生活購買、商品テスト、学習活動だけでは防衛しきれず、生活資材供給体制の確立、産地農協と消費地農協との提携、あるいは生協、消費者団体との共闘による消費者運動の展開が必要となってきた。消費面だけでなく、農民の健康も危険にさらされてきた。農薬、農機具・交通事故、公害、慣れない過重労働などによる傷病ばかりでなく、慢性的疲労による農夫症がふえ、農協はこれらに対処するために、婦人部を中心に定期健診、衣食住の改善講習など継続して実施したが、もっともネックになるのは医療機関等の不足であった。

農協の生活施設は、上記表の通り増設されてはきたが、農協の事業実績のみを重視し生活組織との関連が弱く、生活向上のための総合性をめざす施設機能を発揮するまでにはいたってなかった。

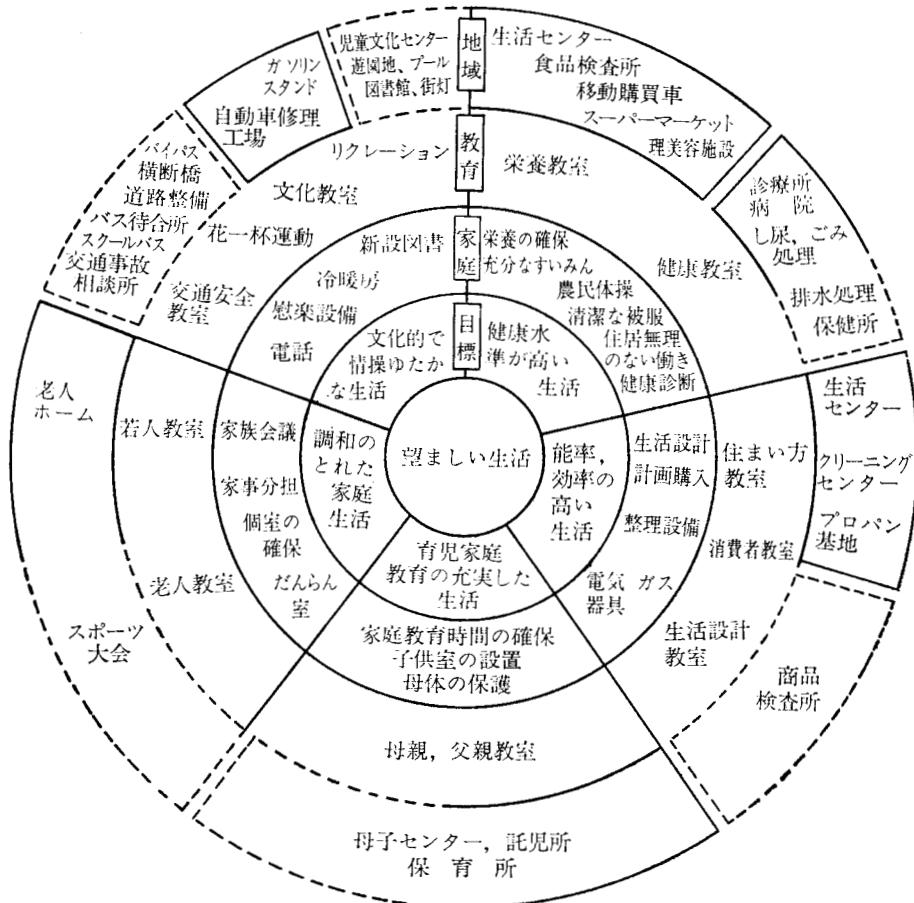
以上のような本県農協の生活活動実態のなかで、昭和50年代をめざす生活ビジョンを打ちだしたのは、山形県農業基本構想であった。

“昭和50年代農業への道標”にみる生活ビジョン（要約）

10年後の本県農業の基本構図と新しい農村地域社会の建設、即ち生活ビジョンを描き、農協の対応姿勢を示し、農政への訴えをしたのがこの50年代農業への道標（県農業基本構想）である。この構想は、はじめに10年後の農家生活の想定と農業生産と生活について述べ、「50年代の農家生活像」を図示（図III-5 参照）した。

今後の農家生活は、生産構造の近代化によって「楽しむ生活」に生活比重がおかれるようになり、都市的様相を強めるだろうことを前提に、従来の農業所得で生活費を充足するという意識を超越し

図III-5 昭和50年代の農家生活像



この表は農家の生活目標を中心として

- 家庭でなすべきことがら
- 教育で果すべきこと
- 地域でなすべきこと

——線は農協
---線は行政

を行政と農協の面から表に現わした。

て、とにかく農業所得も農外所得も高めるという組合員意識が先行するだろうし、階層分化も促進するだろう、との想定がおかれた。したがって、今後の農業経営組織は単純化を求める、商品生産農業が強まり、いきおい自家生産物の家計寄与率を下げ、これまでの自給的農家生活の態容は、消費者としての側面にとって変わることを示唆した。

そこで、望ましい生活とは何か、そしてその目標は、家庭は、教育は、地域は何かをかかげ、農協は何をなすべきかを課題提起したのが昭和50年代の農家生活像であった。

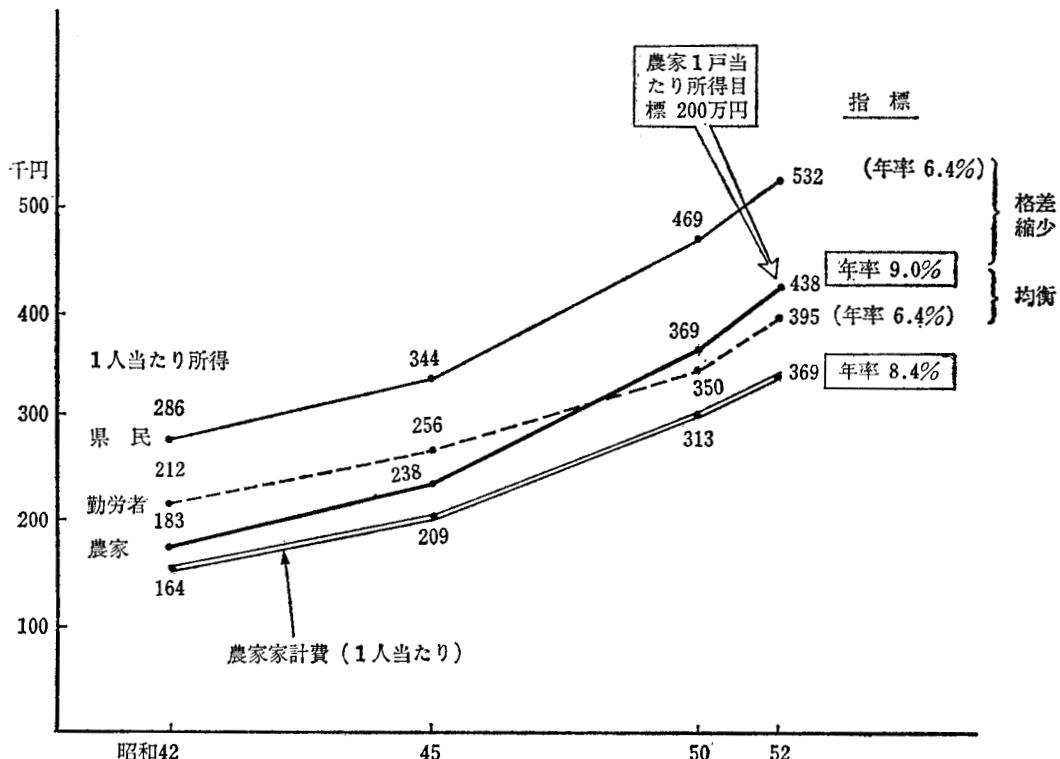
<構想のまとめ—反省とこれからの生活活動—>

これまでの農協生活活動は、生活資材、生活資金、共済の取り扱いがとかく優先した生活事業の展開であった。そのため、総合的、体系的な生活活動の認識や体制整備は立ち遅れていた。それらを卒直に反省し、生活指導活動と物的流通機能とを一体化した生活総合部署を確立し、農村地域社

会の「生活センター」の役割を担い、組合員の多面的要請にこたえようとするものであった。

なお、同構想の所得予測は図III-6の通りであった。

図III-6 所得予測（1人当たり）



〔昭和40年代後半〕

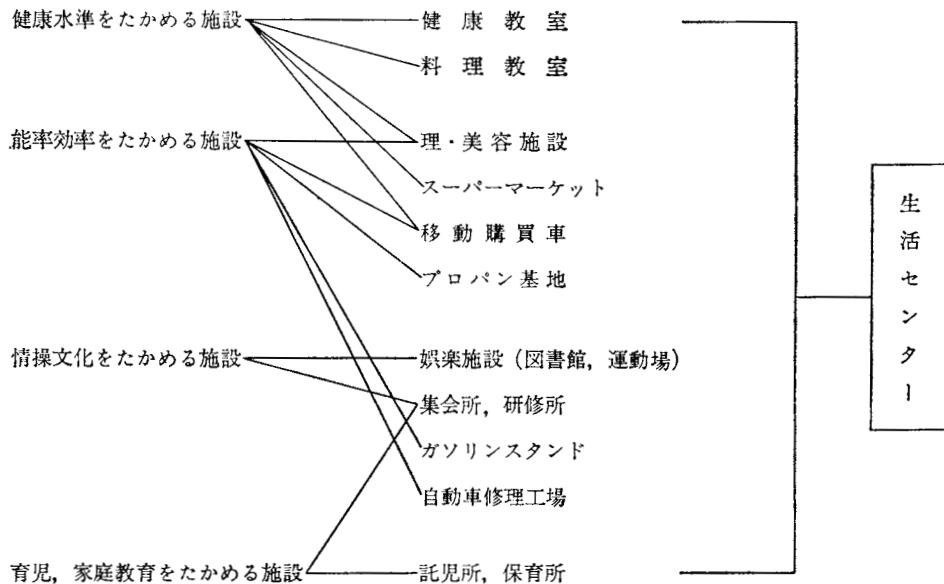
系統農協は、昭和46年から総合3か年計画運動に入った。総合3か年計画運動は、農業基本構想の実践であった。総合3か年計画運動5本の柱のなかの「生活活動の拡充・強化」で本県は、重点を①生活活動の充実強化、②生活設計の推進、③生活環境の整備推進の三つにおいていた。

「生活活動の充実強化」の主眼は、生活総合センターの確立であった。生活とは何かと問われても答えるのに困るよう、生活総合センターもまた、説明しにくいものであったので基本構想はこれを図III-7のように図解した。

要は、生活指導と生活にかかる物的流通機能がバラバラにならぬように、一体化したものにする体制整備であった。すなわち、組合員の生活全般に対する農協の対応であり、その内容は、例えば、①生活合理化への対応、②相談への対応、③教育習得への対応、④買物への対応、⑤健康問題への対応、⑥冠婚葬祭への対応、⑦生活環境整備への対応等々が含まれるものであった。しかしながら、部分的対応はできても、総合一体的対応は言うにはやさしく行なうには難いものがあって、なかなか進歩はみられなかった。しかし、旧態依然ではすまされないので、なんとかこの方向への接近をはかりうると、例えば、生活相談室を設けるとか、健診を保健所と提携して、定期的に行なう

とか、結婚式場を設けるとか、部分ごとの活動を増やしながら積み上げていく努力を続けたのが、本県のこの段階における実態であった。

図III-7 生活総合センターの諸活動



生活指導員の設置は、年々増加し、41年度19%，45年度41%，48年度55%となった。だが、1農協当たりでは、1部大型農協の3～4名もあるが、1名の農協が大多数で、生活担当業務が購買との兼務が多く、購買先行型の農協もあれば、なかには指導先行型のものもあって多様であった。

「生活設計の推進」は、本県総3運動第2の柱であった。家計簿記帳は、農協発足以来、家の光家計簿を使用してその歴史が長い。生活設計が強調されたしたのは、昭和40年ころからである。農協の経営計画は、農家の経営計画にまたねばならないことと、将来を指向しての共済事業として

表III-43-① 生活指導員の地区別指導員数と所属部署

	村 山		最 上		置 賜		庄 内		合 計	
	昭45年	昭48年	昭45年	昭48年	昭45年	昭48年	昭45年	昭48年	昭45年	昭48年
営農課	人 12	人 9	人 6	人 4	人 8	人 3	人 10	人 3	人 36	人 18
生活課		2		—		5		8		11
信用課	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—
購買経済課	1	5	—	3	—	2	3	3	4	13
管理総務課	3	1	1	—	2	2	—	2	6	4
支 所	—	—	—	1	4	—	—	2	4	3
計	16	20	9	8	14	10	13	18	52	56
設置農協数	14	17	3	2	7	7	12	15	41	46

[注] 県中央会

表Ⅲ-43-② 生活指導員の専業別員数

項目 年 度	設 置 率	指 導 員 数			計
		専 任	兼 務		
昭 41 年	19%	12人	8人	20人	
45	41	38	14	52	
48	55	43	14	57	

〔注〕県中央会

は、とくに生活設計が必要だったからである。

農家の生活設計には、共済もふくまれるが、貯金も購買も、広くは家族計画、文化教養、娯楽、育児、保健、衛生、住宅などすべてが包含され、均衡ある収支を求めての設計でなければならないので、その総合性を総3の生活部門の計画設定のなかでとらえ、農協長期生活改善計画の実践として打出された。立川町農協の長期生活改善計画が、そのモデルの役割を果たした功績は大きかった。

第3の柱は、「生活環境の整備推進」であった。農協は、組合員の営農・生活の改善向上に視点をおいて、生活環境の整備をはかるために、①過疎地区集落の再編成、②農村工業化対策、③公害の排除対策、④自然保護対策を講ずることであった。過疎対策では、関係機関と連携して移転先の確保、移転後の就農対策、資金の融資、住宅建設等について農協機能を発揮して対策が講ぜられた。45年以降の集落整備の実態と計画は後掲表Ⅲ-44のとおりであった。

自然保護対策一企業などによる土地の買占め、乱開発は、自然を破壊し、農地を無秩序に蚕食していく。このため、計画的地域開発が阻害され、昭和40年1月から48年までの9か年で県内にお

表Ⅲ-43-③ 農協の生活活動の実態

生 活 の 計 画 化			保 健 ・ 栄 養			教 养 ・ 文 化					
実施事項	実 施 率		実施事項	実 施 率		実施事項	実 施 率				
	昭41年	昭45年	昭48年	昭41年	昭45年	昭48年	昭41年	昭45年	昭48年		
生活設計指導	40%	70%	73%	保健指導	22%	63%	80%	読書会指導	27%	43%	53%
家計簿指導	82	85	91	農民体操	18	50	49	映写会	12	12	
月給制導	32	38	22	共同炊事	35	40	29	リクレーション指導	23	52	29
農休日指導	27	30	31	家族計画	17	16		旅 行	57	83	38
冠婚葬祭の合理化	17	70	44	料理講習	81	85	91	手芸・その他趣味	20	42	51
生活購買の計画化	28	53	91	スポーツ	8	20	44				
住宅融資相談	67	70	82	献立指導	67	78	53				

〔注〕県中央会

表III-43-④ 農協の生活関係施設の状況

	昭和45年	昭和48年7月現在	昭和46年から昭和48年までの間の設置施設
生活購買店舗（スーパー）	25	30	5
" (一般店舗)	103	101	△ 2
冷蔵棟施設	95	124	19
移動購買車	10	16	6
電気機具サービスセンター	10	28	18
ガソリンスタンド	79	116	37

〔注〕 県中央会

ける農外資本による土地取得は1万3,142haにおよんだ。優良農地の確保・保全と綠豊かな自然保護を図る目的で、「山形県土地と農業を守る県民運動推進本部」が、県中央会、各連、県農業会議、県森連、県土地連、市長会、町村会など農林関係機関の構成で結成されたのは48年5月であった。

農村工業化対策一団は、45年12月「農村地域工業導入促進」を制度化した。これらに対して、本県系統農協は、工業導入ならびに工業立地について、農業基盤、生活環境の保全を基本とし、農村地域建設の視点に立って「農地の保全」「就労の適正化」「団地造成」「生活環境」などについて積極的な役割を果たすことを表明した(46年10月)。具体的には、県段階・市町村段階で、それぞれ系統農協はこの表明を堅持して、農村地域工業導入に対する農協としての意思と態度を示すことになったのである。

〈生活組織としての生活班が登場〉

県農業基本構想生活部会は、生活組織の指針を検討はじめた。「農協にも生協機能を」という全国的な合言葉で「生活班」なるものが登場してきた。生活班は、生協活動の原動力となっている班組織である。48年8月現在では、最上地区と庄内地区にそれぞれ1農協が生活班を組織していた。生協と農協は、同じ協同組合であるが、構成員も事業も異質なものがある。農協には、農協に適合する生活組織こそ必要だとして、基本構想生活部会は、その検討をしつづけた。

昭和46年から48年まで(一次総3期間)，重点期間を9月から12月までの4か月として、関係機関の協力を得て健康を守る運動が展開された。運動内容は次の通りであった。

健康教育の推進——健康講座の開催、健康を守る運動組合員集会の開催

健康管理活動の強化——集団検診の実施、健康調査の実施、健康相談の開催、健康手帳の普及、生活環境の改善、食生活の改善、営農の合理化、農民体操スポーツ、レクリエーション、農休日の設定一斉休み時間の励行、健康貯金の普及

この運動のなかで、中央会は本運動の総合的組織的な運動と教育研修を担当し、信連は健康貯金の造成、経済連は食品の共同購入、県共連は健康相談、集団検診の推進とその協力を行なった。

第13回山形県農協大会で決議した第二次総合3か年計画のなかの生活活動は、“くらしと健康を守る活動”では、県内の農協が整備すべき目標として、第1に生活活動体制、第2に消費者運動の展開、第3に健康管理、第4に生活相談機能の整備をかけ、 “土地対策の確立と住みよい地域社会の建設”では、自然と生活環境を守るために全農協に地域開発部署を設置し、担当職員を養成す

第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

のことであった。このなかで、昭和49年度において、とくに全県的に重点をおいて実践したものは、「A コープ品愛用運動」、「農村健康管理協議会」の設置、生活指導員による栄養調査の実施、山形県農村健康会議の開催であった(第6章「総合3か年計画で長期路線を歩む本県農協運動」参照)。

表III-44 県内における集落整備計画・実績の概要(昭和45年~50年度)

市町村名	対象集落名 (45年~50年度)	全体計画(45~50年度)				45年	46年	47年	48年	49年	50年
		移 転 戸 数	町 内		町 外	移 転 戸 数	移 転 戸 数	移 転 戸 数	移 転 戸 数	移 転 戸 数	移 転 戸 数
			新 住 宅 団 地 内	その 他 町 内		戸 数	戸 数	戸 数	戸 数	戸 数	戸 数
過疎地域	小国町 滝, 大石沢, 桜, 沢中, 屋敷	75	41	2	4	28	38	11	6	10	10
	白鷹町 栃窪, 荒山, 姫城開拓, 平田, 細野, 滝沢, 古屋敷	103	75	6	19	3	—	43	5	55	—
	飯豊町 大平, 高畑, 新沼, 岳谷, 川前, 嬉が沢	63	22	10	23	8	—	8	27	14	14
	西川町 四ヶ谷, 上小沼, 北山, 大平境道, 征矢形, 小倉	61	44	6	6	5	—	4	17	22	18
	朝日町 一ヶ沢, 木川, 荒沢	38	18	2	7	11	—	11	5	22	—
	最上町 大森, 作造原, 新倉見	36	28	—	7	1	—	7	6	12	8
	戸沢村 菅沢	5	5	—	—	—	—	—	5	—	—
	川西町 矢ノ沢	9	—	—	6	3	—	6	3	—	—
	平田町 小林	21	13	8	—	—	—	—	—	5	8
小計 9町村 33集落		411	246	34	72	59	38	90	74	140	58
非過疎地域(※非山村)	※大石田町 小平, 外山, わら口, 平野, 檜沢	46	32	8	5	1	—	1	32	12	1
	大江町 切留, 南又, 徳沢, 田代, 十郎畠, 小柳, 大鉢, 萩山	70	37	—	7	26	—	8	3	13	25
	米沢市 大平開拓, 元小屋	12	12	—	—	—	—	—	2	4	3
	上山市 萱平	9	8	1	—	—	—	9	—	—	—
	※櫛引町 天狗森	5	5	—	—	—	—	—	5	—	—
	※羽黒町 石倉, 海谷森	13	—	—	13	—	—	—	6	—	—
	小計 6町村 19集落	155	94	9	25	27	—	18	48	29	29
合計 15市町村 52集落		566	340	43	97	86	38	108	122	169	87

〔注〕 第13回県農協大会資料

表III-45 山形県農村地域工業導入実施計画一覧表

市町村名	工 業 団 地	分譲可能面積	用 地 面 積	内農地面積	雇 用 人 数		
					男	女	計
柳引町	庄内南工業団地	175,836 ^{m²}	191,568 ^{m²}	174,555 ^{m²}	430 人	370 人	800 人
	丸岡工業団地	17,800	26,300	17,800	100	350	450
村山市	河島工業団地	19,723	23,277	23,277	100	50	150
朝日町	朝日町西原工業団地	24,000	24,812	23,300	200	100	300
真室川町	真室川工業団地	36,631	36,631	—	200	100	300
白鷹町	白鷹東部工業団地	50,000	55,000	53,635	540	360	900
高畠町	相ノ森工業団地	125,000	132,000	114,300	270	360	630
	糠野目工業団地	136,000	148,000	87,255	310	90	400
	高畠西工業団地	116,000	120,000	53,600	320	150	470
長井市	長井北工業団地	200,000	219,000	207,564	1,100	400	1,500
南陽市	南陽西工業団地	150,000	166,823	163,738	900	600	1,500
計		1,050,990	1,153,411	919,024	4,470	2,930	7,400
県	鶴岡中央工業団地	524,149	650,000		1,755	945	2,700

〔注〕 第13回県農協大会資料

全国初の試み、農協・漁協・生協第1回協同組合まつり開く（昭和49年、庄内）

庄内地区農協(21)、県漁協(40.7.1、設立・合併)、鶴岡生協(39.11.19、設立)の3協同組合は、「協同の輪、庄内をつつむ」「手をつなぐ消費と産地」をテーマに、稔りの秋、漁獲の秋、11月3・4日の2日間、鶴岡市旧三中体育館で、第1回協同組合まつりを盛大に開催した。主催は、農協、農協中央会、庄内経済連、県漁協、鶴岡生協、酒田生協、県信連、県共連、庄内農工連、田川農工連、櫛引農工連、後援は山形県・庄内地区市町村であった。

初日の第1日には、開場式典で小池喜一(鶴岡市農協長・中央会副会長)実行委員長が、「ようこそ協同組合まつりにおいでくださいました……」と挨拶し、続いて、鶴岡市長代理のテープカットがあり、開場を待っていた人達がどっと入場した。会場には、各協同組合の活動状況の図解、商品展示コーナー、食堂、農産物、鮮魚の即売コーナーなどが設けられ、安全運転の機能テスト、モチつきの実演などもあり、市価より3~4割安の越冬野菜、魚などが飛ぶように売れた。協同組合らしく、「穀物の自給率83%から43%へ低下! 食糧危機を考えよう」「1人は万人のために、万人は1人のために」のポスターも目立った。(協同組合まつりを万端担当した1人、鈴木県中庄内支所長は、2日間で3万人が入場したといい、来年の酒田会場にむけて第1回の体験を是非活かさねばならぬと語った)。

このまつりの意義は、全中と日生協の「協同組合提携研究集会」でも大きく取り上げ、生産・消費直結の貴重な研究素材となっている。

「まつり」は「まつり」だが、その底に流れるものは何か。協同組合という名の一線にならぶ主催3団体(農協・生協・漁協)は、それぞれ変貌をとげつつある現状をどうふまえ、それぞれがかかえている新課題につき、今後どのように掘り下げていくことになるのであろうか。そして全中、日生協は?